

「改訂版 西会津町の指定文化財」発売のお知らせ

町公民館では、町内にある国・県・町指定の文化財全54件を解説した「改訂版 西会津町の指定文化財」を発売しています。QRコードによるオンラインでの購入申し込みもできます。この機会にぜひお買い求めください。

◆販売価格

1冊1,000円

◆体裁

A4判

オールカラー

約100頁



◆支払方法

次のいずれかの方法で支払いが可能です。

- ①町公民館に直接来館して本を受け取り、代金を支払う。
- ②郵便で本を受け取り、指定の口座に代金を振り込む。(本と一緒に納品・請求書を郵送し、郵送料は本の代金と合わせて請求します。振込手数料は自己負担となります)

〈申込み・問い合わせ先〉

町公民館(生涯学習課)

☎45-3244



購入申込用
QRコード

国民年金の加入 手続きを忘れずに

日本国内に住所のある20歳から60歳未満の人は、20歳になったとき(厚生年金保険・共済組合加入者を除く)、会社などを退職して厚生年金や共済組合をやめたとき、配偶者の扶養から外れたときなどは、国民年金への切り替えが必要となりますので、忘れずに町役場で手続きを行ってください。

◆手続きに必要な書類

○20歳になった人(誕生日の前日が資格取得日)

日本年金機構から送付される納付書(各自で保険料を納付してください)

○会社を退職した人

資格喪失日が証明できる書類

○配偶者の扶養から外れた人

扶養から外れた日が証明できる書類

◆保険料

令和4年度の国民年金保険料は、月額1万6,590円です。忘れずに納付してください。

(特別)児童扶養 手当のお知らせ

◎児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられている、ひとり親家庭等の生活支援などを目的に支給される手当です。

◆受給資格

次のいずれかに該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養育する人に支給。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が亡くなった児童

- ③父または母が一定程度の障がいのある児童
- ④母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

◎特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当は、身体もしくは精神に障がいのある児童を監護または養育する人に支給されます。支給額は障がいの程度により異なります。

◆受給手続き

手当を受けるには窓口で請求手続きが必要です。詳しくは問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

子育て支援センター
(こゆりことも園内)
☎45-4332

農作業中の熱中症に注意

県内では、ここ数年、熱中症が原因で亡くなる人が増加しています。

熱中症は農作業中にも発生しており、例年5月上旬から熱中症の危険が高まります。普段から天気予報を確認し、こまめな水分補給や帽子をかぶるなどの熱中症対策にしっかりと取り組みましょう。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係

☎45-4531



6月はシートベルト 着用強化月間

い。納め忘れないよう、便利な口座振替やクレジット納付の利用もおすすです。保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度がありますので、町役場または年金事務所に相談ください。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係

☎45-2215

会津若松年金事務所
☎0242-275321

県では、毎年6月をシートベルト着用強化月間として定めています。期間中は、シートベルト・チャイルドシート着用の必要性や効果、正しい着用の徹底を呼び掛け、交通安全意識の向上と交通事故発生時の被害防止・軽減を図ることを目的に啓発活動を行っています。



◆実施期間

6月1日(水)～30日(木)

◆実施内容

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◆交通事故が起きたとき、シートベルトをしていなかった場合の危険性

- ①車内で全身を強打する
時速60kmで壁などに激突すると、高さ14歳のビルから落ちるのと同じ衝撃を受け、全身がハンドルなどにたたきつけられることになります。
- ②車外に放り出される
衝突の勢いが激しいと、車外に放り出され、路面に体を強打したり、後続車にひかれる可能性があります。
- ③同乗者に被害を与える
衝突の勢いで、後部席同乗者が座席にぶつかり、前の席の人がシートとエアバックに挟まれ、頭に大けがをする危険性があります。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係

☎45-2215

お知らせ INFORMATION

乳がん集団検診 を実施します

乳がん集団検診は、バスで行う検診です。乳がんは早期治療により高い確率で治すことができます。2年に一度は乳がん検診を受診するようにしましょう。

◆対象者

満40歳以上の女性で、令和3年度以降に町の検診を受診しておらず、かつ乳がん検診受診助成事業を受けていない人。なお、本年度の集団検診希望者には健康づくり協力員を通じて、乳がん検診受診記録(集団用)を配付しています。

乳がん集団検診の日程

実施日	7月5日(火)	7月19日(火)
受付時間	午前の部 午前9時～11時 午後の部 午後12時45分～2時15分	
会場	さゆり公園管理棟	野沢体育館
受診には電話申込が必要です。(受付期間6月15日～17日) 詳しくは協力員から配付されたチラシを確認ください。		

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

子宮頸がん集団 検診を実施します

子宮頸がんは、早期発見・早期治療によりほぼ完治する病気です。また、原因が特定されており、あらかじめ予防することもできます。忘れずに検診を受け、早期発見に努めましょう。

子宮頸がん集団検診の日程

実施日	7月11日(月)	7月26日(火)
受付時間	午前9時～10時	午後1時～2時
会場	さゆり公園体育館	野沢体育館
対象地区	群岡地区、新郷地区、奥川地区	野沢地区、尾野本地区

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

「断つても強引な勧誘が続く」「無料と聞いたのに高額な請求をされた」など、消費者トラブルで困った時は、ひ

消費生活相談 窓口のお知らせ

商工観光課 商工観光係
☎45—2213

〈問い合わせ先〉

講師の派遣は無料です。気軽に問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

喜多方市消費生活センターでは、振り込め詐欺や悪質商法などの被害未然防止と消費生活に関する情報や知識を深めてもらうため、消費生活相談員を講師として派遣し、出前講座を開催しています。本講座では、自治区や学校などに消費生活相談員が直接出向き、講話やグループワークなどを通して必要な知識を学ぶことができます。

講師の派遣は無料です。気軽に問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

商工観光課 商工観光係
☎45—2213

〈問い合わせ先〉

喜多方市消費生活センターでは、振り込め詐欺や悪質商法などの被害未然防止と消費生活に関する情報や知識を深めてもらうため、消費生活相談員を講師として派遣し、出前講座を開催しています。本講座では、自治区や学校などに消費生活相談員が直接出向き、講話やグループワークなどを通して必要な知識を学ぶことができます。

〈問い合わせ先〉

講師の派遣は無料です。気軽に問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

喜多方市消費生活センターでは、振り込め詐欺や悪質商法などの被害未然防止と消費生活に関する情報や知識を深めてもらうため、消費生活相談員を講師として派遣し、出前講座を開催しています。本講座では、自治区や学校などに消費生活相談員が直接出向き、講話やグループワークなどを通して必要な知識を学ぶことができます。

消費生活出前講座 を開催しませんか

とりで悩まずに喜多方市消費生活センターへ相談ください。予約は不要で、電話および来所による相談を受け付けています。相談は無料です。で、気軽に相談ください。

◆相談専用電話

0241—24—5353

◆受付時間

月曜日～金曜日
午前8時30分～正午、午後1時～5時

◆注意事項

○相談をスムーズに進めるため、事情の分かる本人からの相談をおすすめします。

○契約書・保証書・パンフレットなど相談に関する資料がある場合は持参ください。

○提供された個人情報、相談処理に利用し、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。

〈相談・問い合わせ先〉

喜多方市消費生活センター
☎0241—24—5353



喜多方警察署
☎0241—22—5111
県警察本部 生活安全企画課
☎024—522—2151

〈問い合わせ先〉

さまざまな情報が届きます。なりすまし詐欺情報、犯罪発生情報、不審者情報、地域安全情報、交通安全情報、防災情報 など

メールアドレス
pm01@uh28.aspcuete.jp



▲QRコードを読み取り、案内ページの指示に従い登録してください。

POLICE メールふくしま

県警察本部では、県民の皆さんが安全で安心な生活を送るために必要な情報を、パソコンやスマートフォンにメール配信しています。

登録は無料で、左記のQRコードを読み取るか、メールアドレスに空メールを直接送って登録ができます。

飼い犬の しつけ教室を 開催します

県では、飼い主の皆さんに適切な飼養をしてもらうため、飼い犬のしつけ教室を開催します。学科講習と実技講習があり、受講料は無料です。詳しくは下記まで問い合わせください。

開催日程（会場：会津保健福祉事務所）

	学 科 講 習	実 技 講 習
第1回	7月13日（水）午前	7月20日（水）午前
第2回	9月14日（水）午前	9月21日（水）午前
第3回	11月9日（水）午後	11月16日（水）午後

地域の停電情報は スマホアプリ でチェック！

東北電力ネットワーク(株)では、停電の発生や復旧の情報をお知らせする「スマートフォンアプリ停電情報」を提供しています。このアプリをダウンロードすると、停電に関する情報をプッシュ通知でお知らせします。停電への備えとして、ぜひ利用ください。

◆アプリの特徴

○停電情報・お知らせをプッシュ通知
事前に登録した地域における停電の発生・復旧通知や、当社からのお知らせの履歴を確認できます。



▲ App Store



▲ Google Play

東北電力ネットワーク(株)
喜多方電力センター
☎0120—175—466

〈問い合わせ先〉

◆注意事項
新型コロナウイルス感染症の影響により、急きよ中止する場合がありますので、受講する場合は左記まで事前に確認をお願いします。



〈申込み・問い合わせ先〉

動物愛護センター会津支所
☎0242—29—5513

停電の発生・復旧や、当社からのお知らせがプッシュ通知で届きます。プッシュ通知を受け取る地域は、最大10地域まで登録できます。勤め先や実家など、用途に応じて登録してください。

○地図上で停電情報の確認

地図上で東北・新潟エリア全域の停電情報が一目で確認できます。

○通知履歴の確認

事前に登録した地域における停電の発生・復旧通知や、当社からのお知らせの履歴を確認できます。



画面の例。より詳細な地域を設定することもできます。

不動産取得税の 軽減制度を 活用しましょう

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ納める県の税金です。住宅用の土地を取得してから3年以内に住宅を新築した場合（中古住宅の場合は1年以内取得）や、住宅を取得してから1年以内にその住宅用の土地を取得した場合、一定の条件を満たすときは、

土地にかかる不動産取得税を減額する制度があります。また、三世帯同居・近居住宅を取得した際の軽減措置や、災害や公共収用時などにも減免制度があります。これらの制度は、本人の申請により減額・減免する制度であるため、詳しい要件や必要書類については、左記まで問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

県会津地方振興局 県税部
不動産取得税チーム
☎0242—29—5254

観光に！まち歩きに！ レンタル傘をご利用ください

にしあいづ観光交流協会では、川口屋タンス店とふるさと自慢館にレンタル傘を設置しました。町内の観光やまち歩きなどの際にぜひご利用ください。なお、借りた傘は必ず借りた場所に返却するようにお願いします。



〈問い合わせ先〉

にしあいづ
観光交流協会
☎48—1666

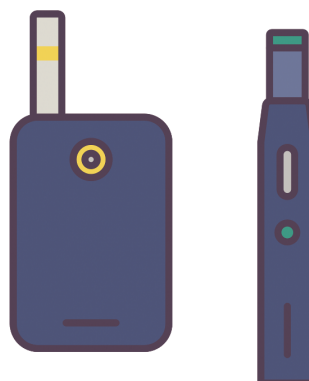
電子・加熱式たばこの分別に関するお願い

町では、ごみとして出された電子・加熱式たばこを安全に処分するため、分別方法を次のように決定しました。

電子・加熱式たばこを燃やせないごみで出した場合、ごみ処分の工程で発火するおそれがありますので、適切な分別に皆さんの協力をお願いします。

	電池が取り外せるもの	電池が取り外せないもの
本体	燃やせないごみ	乾電池回収用ボックス※
電池	乾電池回収用ボックス※	

※乾電池回収用ボックスは、町役場、保健センター入口、新郷連絡所、奥川支所にそれぞれ設置してあります。



〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係
☎45—2215